

制定：平成26年3月28日

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成26年度の業務運営に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、次のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

A. 各分野における業務の質の向上のための取組

A-1. 製品安全分野

1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組の強化

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、次の業務を行う。

① 消費者が利用する製品における事故情報等について、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との意見交換等を通じ、網羅的かつ広範に、迅速かつ的確に収集し、原因究明を行う。警察、消防の事故情報については、経済産業省と連携して設置した連絡窓口を通じて、また、消費生活センターの事故情報については、機構の全国組織を活用し、講演・セミナー等への講師派遣や注意喚起資料の提供を通じて連携を強化することによって、迅速に事故情報を収集し、事故原因究明を行う。

② 事故情報の収集が困難となっている高齢者や子供に関する事故情報の収集を一層強化するため、消費者庁が実施している医療機関ネットワーク事業で収集された病院情報の入手に努め、高齢者や子供に関する事故の内容、傾向、リスク分析を行う。

③ 事故原因究明の確度を高めるためには、初動調査における現場確認や事故品確認が重要であることから、現場確認・事故品確認を実施できるよう、事業者のみならず、警察や消防、消費生活センターに積極的に働きかける。また、R-Ma p分析手法を活用し、事業者の改善措置の要否を明確化するとともに、重大なリスクのある製品については、迅速な原因究明に努める。

さらに、専門技術者、外部有識者の知見を有効利用するため、製品事故調査員や技術アドバイザーを積極的に活用し、確度の高い調査と的確かつ迅速な事故原因究明を行う。加えて、今後、横断的分析のために必要となる情報（製造年月、使用期間、不具合部品等）の収集を拡充する。

④ 原因究明の精度向上を図るため、次の事故原因究明手法の開発等を行い、可能なものについて公開する。

- ・プラスチックの劣化評価に関する調査を行うため、プラスチックの劣化に関するデータの収集、事故発生メカニズムの探究、劣化メカニズムの解明及び加速試験方法の開発を行う。（本部）
- ・電源コードの溶融痕解析を補完する手法を整備するため、痕跡内部に生じる気泡

の三次元解析や外観形状、表面状態等の観察データを蓄積し、それらの特徴を明らかにした技術資料として、サンプル集を取りまとめる。(燃焼技術センター)

- ・電子部品等のはんだ不良による事故とはんだ成分に関するデータを取得し、整理、解析を行う。また、はんだ不良による事故品を積極的に収集し、はんだ成分との関係を調査する。さらに、市場の家電製品を幅広く入手し、はんだ成分を分析してデータベースを構築する。(中部支所)
- ・製品からのVOC等放散による事故の原因究明技術を強化するため、チャンバーを用いて、事故通知のあった製品のほか、家具等から放散されるVOC等の実測データを取得し、独立行政法人産業技術総合研究所とデータ共有を図り、データの高度活用を目指す。(北陸支所)
- ・ドラム式走行試験機を活用し、自転車の車輪が関係する事故の発生メカニズムに関するデータを取得する。また、昨年度に引き続き自転車の実走行試験による加速度データの収集を行う。(九州支所)
- ・燃焼事故の原因究明に関して、必要な試験設備の整備を進め、事故原因究明の高度化、迅速化を図る。(燃焼技術センター)

また、原因究明テスト等のデータの信頼性を確保するため、JISQ17025(試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づく適合性を維持する。

(2) 安全レベルの質的向上

- ① 安全性の高い製品設計に反映されることを目的として、収集した製品事故情報、事故原因究明結果等を国、事業者等に積極的に提供する。

また、原因究明結果を製品毎に整理し、重大な事故リスクを有する製品や経年劣化による事故発生事象が多い製品を中心に、FTA(注1)、FMEA(注2)等の故障モード解析手法を活用し、事故発生要因を明確化することにより使用者や製品のライフサイクルを考慮した安全設計のための技術情報を提供する。

特に、製造事業者や販売・輸入事業者を読者に想定した「安全設計100選」を発行する。

さらに、平成25年度に公開した「経年劣化事故データベース」についてのユーザへのフォローアップを実施する。また、経年劣化事故発生率等を国へ情報提供する。

注1：FTA：Fault Tree Analysis(故障の木解析)

注2：FMEA：Failure Mode and Effects Analysis(故障モードとその影響の解析)

- ② 製品事故の予測・傾向分析に向けた検討を開始するため、家電量販店、総合小売業等との連携により、前年度の修理情報等に加え、製造年月日、故障部品の仕様、動作状況等の詳細なヒヤリ・ハット情報を収集・分析し、連携先及び機構内部での活用を図る。
- ③ 消費生活用品の安全確保をグローバルに推進するため、リコール情報を提供するなど海外関係機関(欧米、アジア等)と製品安全に係る情報の共有を推進する。

また、海外連携体制の整備に資する人材育成を推進するとともに、輸入品の安全性向上を目的として、アジア諸国への安全設計、原因究明技術等の技術指導、支援

を推進する。

- ④ 製品事故の未然・再発防止のための情報を積極的に提供するため、次の取組を行う。
 - a. 消費者に向けた事故防止のための情報を注意喚起チラシ、社告・リコールチラシ等の印刷物、ホームページ等を通じて積極的に提供する。
 - b. 主に誤使用・不注意事故を防止するため、本所で記者説明会を毎月1回開催する。
また、本部（大阪）、東京及び支所においてマスコミへプレス資料を提供するとともに可能な場合は記者説明会を開催する。さらに、社告・リコール情報の注意喚起を行うとともに、視覚的に分かりやすい情報を提供する。
 - c. メールマガジン（PSマガジン）の配信登録者数の拡大に努め、PSマガジンを毎月2回配信して、注意喚起情報、社告・リコール情報等を提供する。
 - d. 消費生活センター、消費者団体、国の機関、大学、消防、業界団体等が主催する製品安全に関するセミナー、シンポジウムへの講師派遣等を行う。
 - e. 社会人講座「知の市場」の開講や機構主催のセミナーを開催する。
 - f. 業務報告会を東京と大阪で開催する。
 - g. 小学校高学年、中学校等若年者向け製品安全教育教材を教育委員会等に説明し、提供する。
- ⑤ 事故情報の分析結果に基づき、事故の未然・再発防止の観点から技術基準・規格等及び関連する認証制度の見直し・整備の必要性を検討し、具体的な対応策を提言する。

（3）技術基準・規格等の提案活動の強化

- ① リスクレベルが高いと判断される消費生活用製品を特定し、当該製品による事故の未然・再発防止策を検討し、技術基準・規格を制定・改正することが効果的なものにあってはその案を提言する。
リスクレベルの高い製品の抽出に当たっては、機構及び関係機関が保有するデータベースを集約・活用して行う。また、乳幼児用製品については、製品横断的な事故防止対策を体系的に構築することを目的に危険源に対応した共通規格の検討を行う。
- ② 電気製品のプラスチック着火性試験方法等の国際規格化を実現するためにラウンドロビンテスト（国際共同評価実験）のとりまとめを行って、規格原案に反映し、国際電気標準会議の委員会原案登録、承認を経て、国際規格原案への登録を目指す。
また、機構が作成した技術基準・規格等を基に国際標準化の方策を検討して、関係機関に提言し、その活動を支援する。
- ③ 製品の安全に係る技術基準・規格の検討を行う民間団体（（一財）製品安全協会、（一財）日本文化用品安全試験所、日本福祉用具・生活支援用具協会等）へのアドバイス、委員会への参加、技術支援等を行う。
- ④ 電気用品安全法の技術基準体系等の見直し等のため、整合規格の技術評価を実施するとともに、規制対象の大括り化の検討を支援する。

（4）製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

- ① 消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性

に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に実施するため、リスクの大きさや事故の多発性や重篤性、緊急性などを考慮した調査の優先度に基づき、効率的な調査を行うとともに、調査の進捗管理を行う。

- ② 経済産業大臣からの指示に基づく立入検査については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づく J I S マーク表示製品等の法令適合状況を把握するための試買検査を実施するとともに、今後の実施方法について経済産業省と協議し、平成 27 年度から経済産業省において実施できるよう検討を進める。

計量法に基づく指定製造事業者制度により経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査報告書等の書類の整理・整備を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施するとともに、指定製造事業者判定委員会の資料作成や経済産業省からの調査依頼に対する回答等の支援を着実に実施する。

また、経済産業大臣からの指示があった場合に備えて、製品安全 4 法に定める適合性検査実施のための技術を維持し、指示があった場合には的確に実施する。

2. その他

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、協定の締結を含め、効果的、効率的な連携体制を維持する。

A-2. 化学物質管理分野

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

(1) 化学物質のリスク評価等

- ① 経済産業省、厚生労働省、環境省（以下、「3 省」という）と連携し、一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等への利用のため、評価の対象となる個々の化学物質の識別情報（M I T I 番号（注 1）と C A S 番号（注 2）の関連付けの情報も含む。）、ハザード情報、物性情報等を収集・整備する。

また、スクリーニング評価やリスク評価を行うための基礎データとするため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という）に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を行い、評価対象単位（注 3）毎に物質リストを作成するとともに、物質毎に製造輸入数量等の集計を行う。

注 1：化審法既存化学物質などに付されている独自の分類番号

注 2：米国化学会の一組織である C A S が付与・管理している国際的に広く用いられている分類番号

注 3：複数の化学物質を一つのリスクとして評価すべき単位

- ② 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を行い、その結果を 3 省に提供する。

また、優先評価化学物質のリスク評価の透明性を確保するため、評価手法に関する

技術ガイダンスの作成や更新を支援する。さらに、スクリーニング評価、リスク評価を効率的に行うため評価手法の内容を反映した評価用システムを改良し、個々のシステムの統合化を進める。

- ③ リスク評価等の精度向上及び効率化のため、制度運用上の課題等を踏まえ、必要に応じて国内外の情報などを活用し、評価手法等の改良案の検討を行う。

(2) 新規化学物質の審査等

- ① 新規化学物質の審査資料の確認等を行い、3省合同審議会資料等を作成するとともに、3省合同審議会において説明を行う。また、新規化学物質審査の運用の合理化（試験方法の簡素化、審査手続き見直し等）を検討する。

さらに、新規化学物質の届出・審査に関わる技術的事項について事業者からの問合せへの対応を行う。

その他、少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項に係る確認を実施し、有害性情報の報告について整理する。

- ② 経済産業省製造産業局長が実施する優良試験所確認制度（G L P制度）に係る試験施設の基準適合確認について現地査察への参加及び報告書作成等の協力を行う。
- ③ 新規化学物質等に関する届出情報や3省が保有する情報を収載した化学物質審査支援システムについて整備等を行う。
- ④ 化審法に基づく官報公示のための化学物質の名称原案等を「労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）及び化審法に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化について」に基づき作成し、3省に提供する。

また、安衛法の届出に係る化学物質の名称の確認を行い、厚生労働省に提供する。

- ⑤ 新規化学物質の審査及びG L P制度の実施等を支援するために必要な国内外の情報の収集・整理を行うとともに、国際的な動向に関する調査、経済協力開発機構（OECD）等の活動への積極的な参画などにより技術上の支援を行う。

また、分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果については、引き続き新規化学物質の審査に活用するとともに、反復投与毒性に関する構造活性相関手法については、データのアップデート等を行いつつ精度の向上を図り、化審法における化学物質の評価への活用を検討する。

(3) 立入検査等

経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等を的確に実施し、報告書を報告期限内に提出する。

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

- ① 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」という）における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、P R T R（注）届出データの内容の確認及び電子化を行いファイル記録システムに入力する。さらに、届出データを集計し、別途国から提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せて公表用データ等を作成する。

また、排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、化管法P R T R制度における届出実務等に関する説明会、リスクコミュニケーションに関

する講演会等への講師の派遣、ホームページなどによる関連情報の提供など化管法に係る普及啓発を行うとともに、化管法に関する情報を収集し、関連情報と併せてデータ解析を行い、必要に応じて関係者に提供する。

P R T R届出の電子化に際しては、P R T R届出作成支援プログラムにより作成された書面届出書の2次元コード情報を活用して効率化するとともに、同プログラムや電子届出の普及拡大のために開発の完了したP R T R届出作成支援プログラムWeb版の広報活動を行う。

注：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

- ② 電子届出について利用率が50%を超える状況の維持を図る。
- ③ 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するため、OECDにおけるP R T Rタスクフォースに参加しP R T Rの国際整合性を図るための情報の収集・整理を行う。

3. 化学兵器に係る国際約束の担保

- ① 経済産業大臣の指示に従い、国際機関による検査等への立会い及び立入検査等を的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。特に、増加している立会い等に的確に対応するため、関係職員に対する業務実施全般に関する訓練の実施により、立会いに対応できる職員の育成・対応能力の向上を図る。
- ② 国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への事前調査を迅速に実施するとともに、必要な場合には対象事業所への実態調査を的確に実施する。
- ③ 特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析能力を向上させるため、従前の対抗分析から重要な課題について抽出し、改善等を検討し、対抗分析実施方法に反映させる。

また、担当毎に課題を決め分析訓練を実施するとともに、改善点等については、関係職員に対し技術移転の分析訓練を実施する。

- ④ 国際機関等の動向等に注視し、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、必要な場合にはマニュアルに反映させる等により、業務実施に反映させる。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供

- ① これまでに収集整備した法規制情報、ハザード情報、GHS（注）分類結果情報等について、効率的に収集・整理を行うとともに、化学物質総合情報提供システム（CHRIP）及びJ-CHECK等のデータベースやホームページ等の手段を通じて国民、事業者、行政機関等に提供する。

注：GHS:The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(世界調和システム)

- ② 平成25年度に検討を行った次期CHRI Pについて、その検討結果を取りまとめるとともに、システムリニューアルの構築の検討を進める。また、次期CHRI Pによる情報提供のあり方や関係機関との情報の連携について検討する。さらに、化学物質評価の促進に係る有害性等調査結果の情報提供方法について検討する。
- ③ OECDの化学品合同会合やIUC L I D 専門家会合等の活動に参加し、国際整合性を図るための情報収集等を行う。また、昨年度に引き続き経済産業省が進めるアジアの化学物質情報基盤構築の支援を行う。さらに、e-ChemPortal（注）に、必要に応じて機構が整備しているJ-CHECKのデータベースの情報を提供するなど、国際情報基盤整備に対応する。

注：e-ChemPortal: a Global Portal to Information on Chemical Substances
化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）による2003年の採択を受け、OECDが2007年に構築を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質のハザード情報などに関するデータベースを一括して検索できるポータルサイト

- ④ ナノ材料の安全性等について、諸外国の管理等の状況を調査するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所やOECDでの研究動向などを踏まえて、将来の情報提供の方法について検討を行う。

また、製品経路による化学物質のリスク評価手法等について国内外の手法や管理等の状況を踏まえ、調査、検討を行う。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

事業者や自治体等のリスクコミュニケーションに資する情報をホームページ等により提供するとともに、その活用方法についての講演会等を行う。

また、わが国のリスクコミュニケーションの現状を踏まえ、必要に応じて事業者等の活動状況について情報収集を行うとともに情報提供の手法を検討する。

A-3. バイオテクノロジー分野

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

① 申請書類の事前審査等の審査支援

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」という）における鉱工業利用を目的とした第二種使用等の大臣確認申請書類について、技術的な内容の確認等の事前審査を行うとともに、事業者からの照会等に対し適切に対応する。また、経済産業大臣が定めるGILSP（優良工業製造規範）遺伝子組換え微生物リストの改正に必要な技術情報等の調査を行い、告示原案を作成し経済産業省に報告する。さらに、大臣確認を受けた申請書類のデータベース化について、既存システムの更新とデータの移行を行う。

② 立入検査等による事後の確認

カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づく立入検査等について、同条第2項の規定に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を経済産業大臣

に速やかに報告する。

③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

カルタヘナ議定書締約国会議関係の会合への出席、外部機関訪問等による情報収集・整理を行い、最新の科学的知見等の集積を図る。

(2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務

次の(3)の取組を通じて必要な情報を収集しバイレメ指針に基づき事業者が行うモニタリング等の実施方法の検討に対し技術的な支援を行う。

(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組

① 環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な次の技術情報の収集・整備を行う。

a. 有害菌・有害遺伝子に係る既知情報収集・整備。

b. 有害菌を区別するための微生物のゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備。

また、収集・整備した技術情報及び指標遺伝子を元にデータベース化を図るとともに、公開したデータベースについて検索エンジンを実装させるなどの高度化を図る。

② 環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を評価するために必要な次の技術情報の収集・整備を行う。

a. 環境中の微生物の網羅的な菌叢（きんそう）解析を実施するための技術情報の収集・整備。

b. 生態系影響評価を実施する際の判断指標となる情報（環境中微生物叢データ）の整備。

③ 環境中に漏洩した微生物の経時的モニタリングによる漏洩菌の環境中での消長把握、「生物学的封じ込め」効果の確認を実施する。

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

① 大学や企業等への依頼や海外機関との連携による菌株の交換等を行い、代替エネルギー、環境修復、健康等の産業に利用される株や各種検定指定株、参照試験に用いられる分類学的基準株等の産業利用上重要な微生物を収集、保存し、提供する。保存した微生物は、学名の確認などの品質管理試験を行った後、分離源や用途に関する情報を整備する。

② 品質管理の高度化を目的として、MALDI TOF-MS（注）を利用した同定を行う微生物種の拡大を図るとともに、供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、ISO 9001の定期審査を受け、登録を維持する。

注：MALDI TOF-MS：タンパク質などの高分子を測定可能なマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計。

③ 微生物株同定に用いられる遺伝子の解析、表現性状の解析及び代替エネルギー、環境修復、健康等に関する種を代表する微生物ゲノム解析等を行い、保存微生物の情報を提供する。

④ ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、生物資源

管理システムの構築を引き続き実施する。

- ⑤ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、次の取組を行う。
 - a. 前年度構築した機能検索データベースについて、ユーザーからの意見を踏まえ、検索可能な微生物、機能等を追加する。
 - b. 整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーを掘り起こすため、中堅・中小企業に対する取組を強化し、地方公設試などの中堅・中小企業のニーズが集まる機関を通じた広報活動を行う。
 - c. ホームページやメールマガジンを通じた新規公開株リストや生物遺伝資源に関する技術情報の発信、機構における活動の周知を行う。
- ⑥ J S C C（日本微生物資源学会）カタログ、アジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワーク（A B R C N）については、データの維持・更新を図りつつ、新たな参加を呼びかける。また、微生物資源へのアクセス環境の整備や保存機関の認証制度などについて情報を収集するため、世界微生物資源機関連合（W F C C）による世界ネットワーク活動に参加するとともに、欧州微生物保存機関機構（E C C O）や欧州微生物資源研究基盤（M I R R I）など、欧州を中心とした先進国と連携し、生物多様性条約や名古屋議定書を取りまく国際的な動向等について、情報収集及び意見交換を行う。このほか、J S C Cの理事会等に参加し、国として微生物の提供等のあり方等について情報収集及び意見交換を行う。
- ⑦ アジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制（アジアコンソーシアム）の充実を目指し、3つのタスクフォース（アジアB R Cネットワークにおける微生物情報の拡充、人材育成活動促進、生物資源移転メカニズムによるアジアモデルの構築）活動などの活動内容の高度化を図る。
- ⑧ 微生物を利用する企業等の災害等による微生物の消失リスクの低減を図るため、微生物遺伝資源バックアップ業務の試行を開始する。

（2）海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

- ① 生物多様性条約に基づいた海外生物遺伝資源へのアクセス・ルートの確保として企業等のユーザーに対し、ベトナム、モンゴル、ミャンマー等との協力関係を利用した現地生物遺伝資源への直接アクセスの支援を行う。
- ② 生物多様性条約（C B D）の精神に則った仕組みの下で、保有する海外生物遺伝資源をユーザーに対して提供するサービスの実施を行う。
- ③ アクセス支援策を実施することを含め現在協力関係を構築している国々（インドネシア、ベトナム、モンゴル、ミャンマー、タイ等）との間で引き続き生物遺伝資源の保全と持続可能な利用を目的とした共同事業や微生物の交換を実施する。
- ④ 途上国における生物多様性保全の支援事業である「眠れる森のび（美・微）生物プロジェクト」を実施し、日本政府がC B D第10回締約国会議（C O P 10）において約束した途上国支援に協力する。
- ⑤ 中南米、アフリカ地域等の資源国についても、名古屋議定書の批准状況、アクセスと利益配分に関する国内法の制定状況やその概要など、それぞれ特有の事情について調査を行う。
- ⑥ C B Dに関連する国際会議等に参加してアクセスと利益配分についての国際動向

等に関する情報収集を行う。

(3) 特許微生物に係る寄託業務の効率化の推進

特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、特許微生物寄託センター（NPMD）及び特許生物寄託センター（IPOD）を一体的に運営し、特許寄託業務を確実に実施する。

なお、生物遺伝資源機関として当該業務との効率化を図るための施設・設備の共有化、人員の業務兼務等については、平成25年度をもって中期目標を達成。

A-4. 適合性認定分野

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

(1) 法令に基づく認定等

① JNLA、JCSS及びMLAPの認定業務

- a. 工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）については、約55件の審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会又は評定委員会要否検討会を適時開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施する。
- b. 計量法校正事業者登録制度（JCSS）については、約90件の審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会又は評定委員会要否検討会を適時開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施し、30件の新規登録の拡大並びに60件の登録事業者の更新を行う。
- c. 計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）については、約80件の審査・調査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会を適時開催することにより審査案件を遅滞なく処理する。また、100余りの認定事業者について、変更届の迅速な確認により認定状況の管理を確実にを行う。

② JNLA、JCSS及びMLAPの制度の普及等

- a. JNLAについては、必要とされる分野の拡大を図るため、技術的適用文書、技術情報、不確かさの見積もりに関するガイダンス文書等の見直しを行い、必要に応じて追加作成し、公表する。また、経済産業省が行う告示改正作業を支援するため、JIS規格の改正を反映させたJNLA登録区分告示案を適宜作成する。さらに、JNLA制度の更なる向上のため、JNLA登録事業者等と情報交換を行うとともに、認定範囲等のニーズ調査を実施する。
- b. JCSSについては、知的基盤整備特別委員会での検討結果を踏まえ、ユーザーニーズ等に基づく登録区分に係る計量器等の種類の見直しを行うとともに、事業者からの申請を一層容易にするため、登録の一般要求事項、量別技術的要求事項適用指針、申請のための手引き等を見直し、申請者の利便性の向上を図る。また、認定対象分野を拡大する場合等に説明会を適時開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。さらに、外部委員会等へ積極的に参

加し、外部機関との連携を強化し、認定範囲のニーズや制度の効果的運用のためのニーズを把握し、制度に反映する。

- c. MLAPについては、MLAP制度の適切な普及、顧客サービスの向上を図るため、制度に対する要望調査等を行う。
- ③ JNLA及びJCSSの定期検査
- a. JNLAについては、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の要件維持を希望する認定事業者に対して、認定基準であるISO/IEC 17025を用いて約15件の定期検査を的確に実施し、MRA対応認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに掲載する。
 - b. JCSSについては、MRA要件の維持を希望する事業者に対して、認定基準であるISO/IEC 17025及びISOガイド34（標準物質生産者の能力に関する一般要求事項）を用いて約75件の定期検査を的確に実施し、MRA対応認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに掲載する。
- ④ JNLA、JCSS及びMLAPの技能試験
- a. JNLAについては、技能試験計画に従い必要な技能試験を実施するとともに、必要に応じて技能試験計画の見直しを行う。また、外部機関で実施される土木・建築関係、電気関係、繊維製品関係、抗菌関係等の技能試験については、技能試験の国際規格であるJIS Q 17043（適合性評価－技能試験に対する一般要求事項）に基づき評価・確認し、活用する。
 - b. JCSSについては、新規の申請事業者及び前回技能試験参加後4年目に達するMRA対応認定事業者に対して、その技術能力を確認するための必要な技能試験を適切に実施し、その結果を審査、定期検査に活用する。これらの技能試験実施にあたり、外部機関による技能試験を活用する際には、当該技能試験がJIS Q 17043に適合しているかどうか評価・確認した上で活用する。
 - c. MLAPについては、JIS Q 17043に適合していることの評価・確認が終了した外部機関実施の技能試験結果を審査等において活用する。

（2）法令に基づく認証機関の調査

① 工業標準化法に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣及び各経済産業局長の指示により、法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

② 製品安全4法に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣の指示に従って法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

③ 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律（特定機器相互承認法）に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査

JNLA、JCSS及びMLAPの登録事業者又は認定事業者並びに工業標準化法、計量法、製品安全4法及び特定機器相互承認法に基づく登録認証機関等の法令遵守状況確認のため、経済産業大臣からの指示等に基づき、当該事業者等への立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

- ① 製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）において、産業界や試験事業者等の関係者から新規分野の認定ニーズにつながる情報提供や相談等があった場合は、認定等業務への実現可能性を迅速に検討するとともに、必要に応じて認定区分の拡大等を計画する。また、国の政策の実現のため設置される委員会やマスメディア等によって発信される情報、外部委員会や試験所組織が運営する会合に参加し関係者とのコミュニケーションを通じて得られる情報を基に、常に技術の動向や標準化・規格化等の動向について調査を行い、その結果に応じてASNITEにおいて、新規認定分野の認定区分等の開発を行う。さらに、ASNITE試験ITのコモンクライテリア評価制度については、現在検討されている認証スキームの抜本的見直しを受けて、引き続き認証機関である独立行政法人情報処理推進機構と連携して当該制度の再構築を図る。
- ② ASNITE認定業務において、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催することにより、迅速かつ効率的に業務を実施し、ISO/IEC 17011（適合性評価—適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項）に要求される更新周期を遵守する。また、申請者の利便性を向上するためのガイダンス文書を作成し公表する。さらに、ASNITEを効果的に運用するため、顧客サービス向上及び認定ニーズ把握のための調査を行い、適切にASNITEに反映する。
- ③ その他、国の政策（グローバル認証基盤整備事業など）の実現のための協力を行う。特に、大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性に関する認証制度に必要な評価試験方法の検討に参画し、試験所認定制度に耐え得る評価試験方法を確立し、グローバルな認証制度の立ち上げに取り組む。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

- ① 国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、必要な場合は改正する。また、技術基準文書をホームページにより公開するとともに必要な場合は説明会を開催する。さらに、認定業務に対する利害関係者・有識者からの情報を収集するとともに、内部監査及びマネジメントレビューや事業者に対する満足度調査を実施し、マネジメントシステムの継続的改善を図る。加えて、審査員管理用のデータベース及び審査工程管理用データベースの機能強化のため、平成25年度から開発を開始した認定センター業務管理システムについて平成27年4月の運用開始を目指し引き続き開発を進める。記録の原本管理やバックアップ等は認定機関としての管理方

針に基づき確実に実施する。また、認定事業者の情報をホームページ、専門誌、展示会等を活用し提供する。

- ② 高度な技術的専門性を有する審査員の増強を目的として、審査員の資質及び審査レベルの向上を図るため、研究所等の外部機関職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練を実施し、新規審査員10名程度の増員を図るとともに、審査員資格保持者に対するフォローアップ研修等を実施する。さらに、審査員への情報周知、審査レベルの均質化、意見交換等を行うため、審査員連絡会を年1回実施する。また、技術専門性を有する外部機関や技術専門家から技術協力が得られる関係を構築・維持するために、技術支援契約の更新及び維持、並びに審査員及び委員の委嘱を行う。
- ③ 職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、認定プログラム共通の内部研修を年4回実施するほか、研究所等の外部機関、海外認定機関等での技術研修に可能な限り職員を参加させる。また、認定業務リスク対応事例の蓄積と職員への周知を実施する。JNL Aについては、審査の知識及び技術の習得・向上を目的に、土木・建築関係、繊維関係等の技術研修を実施する。JCSSについては、校正技術の習得を目的に量別校正技術研修を年5回実施する。
- ④ 地域機関（APLAC、PAC）及び国際機関（ILAC、IAF）発行のマネジメント及び技術文書の作成、改正作業に参画し、国際協力、貢献、地位の向上に努める。また、認定機関活動に関連する国際標準化機関（ISO/CASCO）に係る規格やJIS等国内規格の作成・改正作業策定等に参画し、これらの文書を認定センターのマネジメント文書等に適切に導入することにより、国際レベルでの信頼性を維持する。

（2）国際的信頼性維持・向上等

- ① 平成27年9月に予定されているAPLAC/MRA再評価に向け、前回評価で課題とされた点について改善し、評価受審に必要な準備を進める。
- ② APLAC及びILACの各委員会に委員1名を登録し、各委員会の活動に貢献するとともに、APLAC技能試験委員会の委員長職を維持しつつその活動に貢献し、地域・国際認定機関協力組織、海外認定機関との協力体制の維持、強化に貢献する。また、APLACのMRA評価に評価員を派遣することにより、MRA自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を図る。
- ③ 平成25年5月に承認された太平洋認定協力機構（PAC）及び同年9月に承認された国際認定フォーラム（IAF）の相互承認協定（MLA）署名地位を継続するため、引き続き国際規格に適合したマネジメントシステムを維持する。また、PACのMLA評価に評価員を派遣することにより、MLA自体の信頼性向上へ貢献するとともに、PAC、IAFの総会、委員会に参加してこれらの委員会活動に貢献することにより、製品認証機関を認定する機関としての国際的な地位の維持・向上を図る。
- ④ 我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るため、日本認定機関協議会を事務局として主導的に運営し、認定制度の普及啓発・利用拡大のための広報活動を協議会

メンバーと協力して行う。また、審査員の相互利用や研修の共催など、メンバー間での可能な協力を進めるとともに、APLAC及びILAC等の国際機関への意見、対応方針について事前協議を行い、我が国の認定機関の統一的な対応を図る。

3. 標準物質に係る情報提供

平成25年度をもって中期目標を達成。

A-5. その他

1. 講習業務

平成24年度をもって中期目標を達成。

2. 依頼試験評価業務

消費生活用製品安全法に規定する適合検査に係る登山用ロープの依頼試験を実施する。

3. 大型蓄電池システム等の施設整備

大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性の評価のための施設整備の準備を行う。

B. 組織・業務運営における取組の強化

B-1. 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ、業務を効果的かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行うため、運営会議、リスク管理委員会、目標管理制度等により、理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化するとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する。また、理事長ヒアリングを職員に公開して行う等、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報を共有する。

その際、コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。

B-2. 戦略的な人材の確保・育成

横断的キャリアパスの考え方をもとに、若手職員を中心とした能力開発研修や配置換え等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図るとともに、各年代層の部署間アンバランス解消や中長期的観点を考慮しつつ、専門性を有する人材を外部からも積極的に採用する。

また、外部機関との交流・連携強化を進める。

チャレンジ課題研修、英語研修を充実させるとともに、階層別研修及び各部・センターで実施する専門研修では幹部との意見交換の場や部門間交流を考慮した内容を組み込むこと

とするほか、E-Learning等により柔軟な受講機会の拡大を図る。管理部門については、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等により人材の育成を強化する。

人事異動希望や人事評価の面談においては、説明会や調整会合を実施することで面談者のスキルアップと評価の均質化を図り、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて人員配置や人材育成に適切に反映できるように取り組む。

B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

機構の各分野における専門家の流動化を図り、分野間の連携等を一層推進し、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。

また、製品安全業務における業務平準化については、平成24年度をもって中期目標を達成。

B-4. 契約の適正化

随意契約は、事前に契約審査委員会等において真にやむを得ないか否か厳格に審査を行い、必要な場合は公募（入札可能性調査）を行って複数応募があった場合には競争入札等を行う。

競争入札等については、実質的な競争性を確保するため、情報提供の充実、透明性の確保、調達予定情報の公開及び入札公告の早期化、入札参加要件の緩和、複数箇所での説明会及び入札・開札の実施等により入札参加者の利便性を向上させて一者応札・応募の減少を図り、調達コストを削減する。

また、複数年連続一者応札・応募であった契約については公募に移行して価格交渉等を行うことにより、調達コストを削減する。

さらに、入札不参加理由等の分析、低入札価格調査制度の活用、総合評価方式の適用拡大、調達原課への契約相手先履行状況調査等により、業務履行品質の向上を図る。

B-5. 広報、情報提供の推進

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、毎月プレスリリースやプレス発表の複数回実施、効果の見込まれる各種展示会への出展、NITEフレンドシップディの開催、ホームページやデータベースなどのwebサイトの効果的な運用、前年度に刷新した機構パンフレットや広報ビデオの活用、市民講座等への講師派遣など、様々な手段を活用し、積極的にユーザーやステークホルダーに近づいて広報活動（アウトリーチ型広報）を行うとともに、情報収集、調査分析を行うことにより効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

特に、機構ホームページについては、国の方針に基づき、アクセシビリティ等の観点から本年度中にリニューアルを完了し、公開する。データベースについては、本年度からその検討を開始する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 効率化による経費の削減

中期目標で示された一般管理費(平均で前年度比3%以上削減)及び業務経費(平均で前年度比1%以上削減)に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大を抑制する。

給与水準については、平成21年度における対国家公務員指数(年齢勘案105.2、年齢・地域・学歴勘案97.6)に鑑み、第三期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、国家公務員に準じた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

これまでもアウトソーシングを積極的に進めてきたが、引き続き、外部委託を行うことによって、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか検討を行い、一層の効率化を推進する。

化学物質管理分野における効率化については、平成25年度をもって中期目標を達成。

2. 業務の電子化の推進

① 業務の電子化の推進

機構業務・システム最適化計画に基づき平成26年3月に稼働を開始した新N I T E - L A Nシステムの安定運用に努める。

また、市場化テストの対象となっている次期N I T E - L A Nシステム(平成29年度調達予定)の運用管理業務について、検討を開始する。

さらに、C I O補佐官の積極的な活用によりI T調達の透明性、公平性の確保を図るとともに、I T調達制度の適切な運用及び必要に応じてシステム構築支援を行う。

② 情報セキュリティ対策

不正アクセス遮断システム、W e bアプリケーション・ファイアウォール装置を導入して24時間365日のリモートによる不正アクセスの監視と引き続きセキュリティ向上を図る。

また、情報セキュリティ教育、自己点検、公開サーバ緊急連絡訓練の実施等により、職員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持向上を図る。

Ⅲ. 予算、収支計画資金計画

1. 予算

26年度予算

(単位：千円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	6,755,878
施設整備費補助金	15,213,865
受託収入	257,383
うち国からの受託収入	189,828
うちその他からの受託収入	67,555
その他収入	270,722
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	44,600
計	22,542,448
支出	
業務経費	5,999,393
施設整備費補助金	15,213,865
受託経費	257,383
一般管理費	1,071,807
計	22,542,448
収入	
講習関係収入	0
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
計	0
支出	
講習関係経費	0
計	0

2. 収支計画

平成26年度収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	8, 226, 262
経常費用	8, 226, 262
業務経費	5, 747, 595
受託経費	257, 383
一般管理費	1, 071, 807
減価償却費	1, 149, 477
財務費用（利息）	0
臨時損失	0
収益の部	8, 226, 262
運営費交付金収益	6, 548, 680
受託収入	257, 383
手数料収入	270, 722
資産見返負債戻入	1, 149, 477
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	0
講習関係経費	0
収益の部	0
講習関係収入	0
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

3. 資金計画

平成26年度資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	22,542,448
業務活動による支出	7,076,785
投資活動による支出	15,465,663
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	22,542,448
業務活動による収入	7,283,983
運営費交付金による収入	6,755,878
受託収入	257,383
講習関係収入	0
その他の収入	270,722
投資活動による収入	15,213,865
施設費による収入	15,213,865
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金 (前中期目標期間繰越積立金)	44,600

IV. その他業務運営に関する重要事項

個人情報の取り扱いや文書管理について、適切な管理体制を維持するための監査を行うとともに、個人情報を取り扱う事務や文書管理に従事する職員に対し、必要な教育研修、自己点検を行う。

また、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して、法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努める。